電化厨房機器登録規程

平成２０年１１月２６日制定
有限責任中間法人日本エレクトロヒートセンター

（目　的）

第１条　本規程は、有限責任中間法人日本エレクトロヒートセンター（以下「センター」という）が定めた「電化厨房機器性能指標基準」（以下「本基準」という）に基づく性能が確認された電化厨房機器（以下「機器」という）を、その製造者または販売者（以下「登録者」という）が機器をセンターに登録し、センターがその登録内容を公開することによって、設備設計者や使用者の機器に対する正しい評価を得ることを目的とし、公正な競争を通じて電化厨房の普及拡大を図り、もって省エネルギー化に資するものである。

（適用範囲）

第２条　本規程で対象とする機器は、本基準の適用範囲に定められた機器であり、かつ電気用品安全法その他機器に係る全ての法令に適合していることを登録者が保証する製品のみとする。

（登録申請）

第３条　登録者は、登録申請前にセンターとの間で「電化厨房機器登録契約」（以下「本契約」という）を締結しなければならない。

２．登録者は、登録申請する製品の性能確認試験を本基準に則って実施し、電化厨房機器登録申請書（以下「登録申請書」という）に電化厨房機器性能指標基準試験報告書（以下「試験報告書」という）を添付してセンターに提出するものとする。

３．登録者は、センター会員に限定するものとする。ただし、センターが特に認めた場合はこの限りでない。

（登録認定）

第４条　センターは、提出された登録申請書及び試験報告書を本基準に基づき書面審査を行い、その結果に基づき、電化厨房機器登録認定通知書を発行する。

（立会検査）

第５条　センターは、登録申請審査時必要と考える場合、登録者に対し、登録者の施設内での立会検査を要請することができるものとし、登録者はこの要請を受けた場合、これを拒否することができない。登録者がこの立会い要請を拒否した場合は、自動的に登録申請を取り下げたものとみなす。

（登録マーク）

第６条　センターは、登録者に対し、登録認定した製品（以下「登録機器」という）の本体、カタログ、取扱説明書等に、付則－１「登録マーク使用基準」に定める範囲内で、登録マークの使用を許可する。

２．登録者は、登録マークを使用する際には、試験は登録者が行うものであること及びセンターは登録者の提出した試験報告書の書面審査により登録認定を行うものであることを明示するものとする。なお、明示の方法については付則－１「登録マーク使用基準」に定めるとおりとする。

（登録内容の公開）

第７条　センターは、登録機器の登録内容をホームページ・機関誌等に掲載するなどして、公表、公開するものとする。

（登録変更・取消）

第８条　登録者は、登録機器に関し、名称・型式の変更、取消し等を行おうとするときは、事前にセンターに電化厨房機器登録変更書または電化厨房機器登録取消書（以下「登録取消書」という）を提出するものとする。

　性能変更を伴う仕様変更が行われた場合は、一旦登録取消書を提出し、新規に新しい仕様にて第３条に基づく登録申請を行うものとする。

（登録の取消し）

第９条　センターは、次の事項のいずれかに該当した場合には、登録を取り消すことができるものとする。

(1)センターが登録者から登録取消書を受けたとき
(2)登録申請の試験報告書等の記載内容に虚偽があったとき
(3)登録者が登録マークを不正に使用し、センターからの是正警告に応じなかったとき
(4)登録者とセンターとの本契約が解除されたときまたは登録者が本契約に違反しセンターからの是正警告に応じなかったとき
(5)登録者が事実誤認を招く悪質な表示や宣伝行為をしたとき
(6)登録機器に関して重大な事故事例があったとき

（手数料）

第 10 条　登録者は、登録申請、登録変更の都度、予め付則－２「電化厨房機器登録に係る手数料等」に定める手数料をセンターに納付しなければならない。

（登録機器に関する責任）

第 11 条　登録機器の設計、製造、販売等に関する一切の義務及び責任は、すべて登録者にあり、センターは、それらに一切関与しない。

（本規程の改廃）

第 12 条　センターは、機関決定により本規程の一部又は全部を廃止することができるものとし、その場合センターは当該機関決定の内容に従い各登録者との間の本契約の改定又は解除を行うものとする。

以　上

登録マーク使用基準

本基準は、電化厨房機器登録規程（以下本規程という）第６条に基づき、電化厨房機器（以下「機器」という）の製造者または販売者（以下「登録者」という）が、登録認定を受けた製品（以下「登録機器」という）の本体、カタログ、取扱説明書等に登録マークを使用する場合の使用基準を定めるものである。

１．登録マーク

１－１．デザイン等

登録マークのデザイン、彩色等は別に定めるものとし、本指定を逸脱したマークを制作し、また使用してはならない。

１－２．寸法

センターが提示する原デザインの縦横比率を変更せず、横幅 50㎜ 以下であれば、登録者の自由とする。

１－３．商標権

本ロゴマークの商標権は有限責任中間法人日本エレクトロヒートセンターが保有する。

２．登録マークの使用

登録者は、登録機器の本体、カタログ、取扱説明書等に登録マークを使用することができる。

３．登録者による表示

登録者が登録機器の本体またはカタログ等に登録マークを使用する場合、必ず、「本マークは、有限責任中間法人日本エレクトロヒートセンターが定めた『電化厨房機器性能指標基準』に基づいて、当社が自ら試験を実施し、試験成績の内容を有限責任中間法人日本エレクトロヒートセンターに登録した機器であることを表すものである。」の主旨の注釈を表示しなければならない。

(1) カタログ、取扱説明書等の印刷物に使用する場合

表示した同一ページの直近に本注釈を記載する。

(2) 本体に添付する場合

必ずカタログ、取扱説明書等の印刷物に本注釈が記載されていなければならない。

４．使用制限

販売終了等による登録取消しの他、本規程第９条のいずれかに該当することにより登録が取り消された場合、その日以降生産する機器への表示をすることができず、また、カタログ等の印刷物は増刷することができない。

電化厨房登録制度、登録マーク

電化厨房機器登録に係わる手数料等

電化厨房機器登録規程第 10 条(手数料)の細則を以下に規定する。

１. 登録手数料

(1) 登録手数料は、次のとおりとする。

性能が異なる型式	性能が同一の型式
6,000 円 (8,000 円)	1,000 円 (1,200 円)

※(　)内は、有限責任中間法人日本エレクトロヒートセンター(以下「センター」という)の会員外料金

なお、性能が同一の型式の登録手数料の上限は１品目につき 50 機種とし、累計登録機種数が 50 機種を超えた場合はそれ以降の登録手数料を請求しない。

(2) 納付期限

センターは登録申請書を受領後、申請者に登録手数料の請求書を発行する。

申請者は請求書発行日から起算して 45 日以内にセンターに同金額を支払うこととし、センターは入金確認後直ちに登録申請書の審査を実施する。

(3) 登録手数料の返却

センターは、いかなる場合においても登録手数料を返却しない。

２. 変更手数料

一型式の登録変更につき 1,000 円(会員外料金 1,200 円)とする。

請求、支払いは１. (2)に準ずる。

３. その他

登録取消しに伴う手数料は、これを請求しない。

４. 消費税および振込み手数料

本付則に記載の金額はすべて消費税を含まない。請求・支払い時は消費税を加算するものとする。

振込みに係る手数料はいずれの場合も振込人負担とする。